

地震災害対策部運営計画

第 1 条 目 的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、京都国道事務所の所掌に係る一般国道に地震災害が発生した時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第 2 条 地震災害対策部の設置

前条の目的を達成するため京都国道事務所に京都国道事務所地震災害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第 3 条 組織及び業務分担

1. 対策部の組織は別表（共通－1）のとおりとし、各班、各掛の業務分担は別表（共通－2）のとおりとする。
2. 対策部長は事務所長、対策副部長は副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は対策部長を補佐すると共に報道機関との対応にあたるものとする。
3. 対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

第 4 条 警戒体制等の発令

1. 対策部長は、気象情報等の適用区分〔気象庁震度階級解説表 別表(参－147)〕に基づき警戒体制等の発令及び解除を指示しなければならない。
2. 警戒体制発令等の体制基準は次のとおりとする。

	体 制 発 令 基 準
注意体制	① 管内（京都府南部地域）に震度4の地震が発生した場合。 ② 対策部長が必要と判断した場合。 ③ 道路対策本部長が指示した場合。
警戒体制	① 管内（京都府南部地域）に震度5弱もしくは5強の地震が発生した場合。 ② 対策部長が必要と判断した場合。 ③ 道路対策本部長が指示した場合。
非常体制	① 管内（京都府南部地域）に震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 地震による重大な災害が発生した場合。 ③ 対策部長が必要と判断した場合。 ④ 道路対策本部長が指示した場合。

※ 道路対策本部長とは、道路部長をいう。

※ 「京都府南部地域」とは（参－145）の図を参照

風水害対策部運営計画

第 1 条 目 的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、京都国道事務所の所掌に係る一般国道に風水害が発生した時、若しくはおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第 2 条 風水害対策部の設置

前条の目的を達成するため京都国道事務所に京都国道事務所風水害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第 3 条 組織及び業務分担

1. 対策部の組織は別表（共通－1）のとおりとし、各班、各掛の業務分担は別表（共通－2）のとおりとする。
2. 対策部長は事務局長、対策副部長は副所長又は事務局長の指名する職員とし、対策副部長は対策部長を補佐する。
3. 対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

第 4 条 警戒体制等の発令

1. 対策部長は、気象情報等の適用区分に基づき警戒体制等の発令及び解除を指示しなければならない。
2. 気象情報等の適用区分及び体制対象雨量は次のとおりである。

号線	区 間	延長(km)	雨 量 観測所名	注意強化 体制 対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制 (通行 止) 対象 雨量
1	京都市山科区北花山～ 京都市東山区清閑寺 493.4KP～494.5KP	1.1	東山 (東山基 地)	連続雨量 150 mm	連続雨量 180 mm	連続雨量 230 mm
9	京都市西京区大枝沓掛町～ 亀岡市篠町王子 11.1KP～15.8KP	4.7	老ノ坂 (老ノ坂 基地)	// 150 mm	// 180 mm	// 230 mm
9	南丹市園部町上木崎～ 船井郡京丹波町新水戸 37.4KP～41.4KP	4	園部 (観音基 地)	// 150 mm	// 180 mm	// 230 mm
9	京都市右京区西院月双町～ 京都市右京区西院久保田町 (阪急京都線アンダーパス) 3.3KP～3.4KP	0.1	西院	時間雨量 30 mm	時間雨量 60 mm	水位が GL+9cm
	その他の道路冠水危険区域 (参－22)参照		京都国道管内気象観測箇所・観測項目 (参－66)参照			

注1) 雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象状況等を総合的に勘案して行うが、原則として降雨の3時間未満の中断は、連続雨量として取り扱う。ただし1時間当降雨量2mm以下が連続3時間続いた場合、連続雨量を0とみなす。

注2) 非常体制対象雨量に達した時は、道路法46条1項1号の規定により通行止めの措置を行う。

ただし、台風や梅雨期等のように事前に相当の降雨（基準雨量程度）があったり、以後相当の降雨が予想されるとき等、上記体制対象雨量によらず、対策部長の判断により通行止めの措置を行うことがある。

※インターネット・携帯通信により上記の雨量情報、京都府土砂災害警戒情報及び画像情報等を入手可能。接続先については（参－180）に示す。

（風－1）

気象台 予報・警報・注意報発令区域

H22. 5. 27 細分化

気象台発令区域 事務所担当区域		京 都 南 部													
		南丹		京都・亀岡					山城中部				山城南部		
		京丹波町	南丹市	京都市	亀岡市	向日市	長岡京市	大山崎町	宇治市	城陽市	八幡市	京田辺市	久御山町	井手町	木津川市
京都第一 維持出張所	1号			○						○		○			
	24号			○					○	○		○	○	○	
	163号													○	○
	京滋BP 洛南・京都南			○						○	○	○			
京都第二 維持出張所	9号	○	○	○	○										
	171号			○		○	○	○							
	478号			○				○		○		○			

京都地方気象台

<https://www.jma-net.go.jp/kyoto/>

3. 警戒体制等の区分、及び体制基準は次のとおりとする。

体制区分	発 令 基 準
注意体制	① 風雨に関する注意報若しくは、警報（以下「注意報等」という。）が、発表され、対策部長が必要と判断した場合。 ② 注意報等の発表下で、連続雨量及び時間雨量が別に定める注意強化体制対象雨量に達すると予想される場合。 ③ 対策部長が必要と判断した場合。 ④ 道路対策本部長が指示した場合。
注意強化体制	① 注意報等の発表下で、連続雨量及び時間雨量が別に定める注意強化体制対象雨量に達した場合。 ② 道路対策本部長が指示した場合。 ③ 対策部長が必要と判断した場合。 ④ 国又は京都府等の管理する河川の「はん濫注意情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。
警戒体制	① 注意報等の発表下で、連続雨量及び時間雨量が別に定める警戒体制対象雨量に達した場合 ② 風水害により通行規制を行う必要がある場合。 ③ 国又は京都府等の管理する河川の「はん濫警戒情報」「はん濫危険情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合。 ⑤ 道路対策本部長が指示した場合。
非常体制	① 注意報等の発表下で、連続雨量及び時間雨量が別に定める非常体制対象雨量に達した場合 ② 重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。 ③ 通行止が発生した時又は、緊急事態が予測される場合。 ④ 国又は京都府等の管理する河川の「はん濫発生情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。 ⑤ 対策部長が必要と判断した場合。 ⑥ 道路対策本部長の指示した場合。

※道路対策本部長とは、道路部長をいう。

※平成29年7月19日一部変更

道路災害対策部運営計画

第 1 条 目 的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、京都国道事務所の所掌に係る一般国道に災害が発生した時、若しくはおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第 2 条 道路災害対策部の設置

前条の目的を達成するため京都国道事務所に京都国道事務所道路災害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第 3 条 組織及び業務分担

1. 対策部の組織は別表（共通－1）のとおりとし、各班、各掛の業務分担は別表（共通－2）のとおりとする。
2. 対策部長は事務所長、対策副部長は副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は対策部長を補佐すると共に報道機関との対応にあたるものとする。
3. 対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

第 4 条 警戒体制等の発令

1. 対策部長は、気象情報等の適用区分に基づき警戒体制等の発令及び解除を指示しなければならない。
2. 警戒体制等の体制発令基準は次のとおりとする。

	体 制 発 令 基 準
注意体制	① 道路災害による通行規制の恐れがある場合。 ② 対策部長が必要と判断した場合。 ③ 道路対策本部長が指示した場合。
警戒体制	① 道路災害が発生し通行規制が生じた場合。 ② 対策部長が判断した場合。 ③ 道路対策本部長が指示した場合。
非常体制	① 道路災害が発生し、重大な被害が発生した場合。 ② 対策部長が必要と判断した場合。 ③ 道路対策本部長が指示した場合。

※ 道路対策本部長とは、道路部長をいう。

第 5 条 出動人員及び職務基準

1. 出動人員は、体制別出動人員表（別表（1））に示す人員を基準とする。
2. 職務内容
各体制における職務内容は次のとおりとする。